

財務省告示第三百七十号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六第二項に係る物品についての平成十八年度における輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税の発動日を次のように定める。

平成十八年九月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

平成十八年十月一日